

ベルリン日独センターは、マックス・プランク学術振興協会(M P I)所属外国私法・国際私法研究所(ハンブルク)および独日法律家協会(D J J V、ハンブルク)との共催で、国際シンポジウム「日本をはじめとするアジア主要諸国における社外取締役制度の導入状況について」を本年7月17日から19日にかけてベルリン日独センターを会場に開催いたします。本紙は、マックス・プランク学術振興協会の主任研究員として日本課を率いると同時に、独日法律家協会の副理事長でもあるハラルド・バウム(Prof. Dr. Harald BAUM)先生に、本シンポジウムの目指すところをうかがいました。

編集部: 企画中の国際シンポジウムの目標を教えてください。

バウム: シンポジウムの企画・実施に積極的に関与しているのは私のほかに学習院大学法科大学院の小塚荘一郎教授、シドニー大学法学部のルーク・ノッテジ(Luke NOTTAGE)准教授、そしてシンガポール国立大学ロースクールのダン・プチュニアク(Dan PUCHNIAC)准教授ですが、私たちはさまざまな目標を設定しました。まず、本シンポジウムを開催し、シンポジウム開催後に基調報告等をまとめて出版刊行することで、優れたコーポレート・ガバナンス(企業統治)をめぐる国際的な討論に実のある貢献をすることを期待しています。コーポレート・ガバナンスに関する国際討論において「社外取締役」(independent directors)が主要要素であるにもかかわらず、そこにアジアの視点が十分に反映されていない状況の改善につながると考えるからです。つぎに、ドイツとアジアの比較法研究、なかでも独日比較法研究にも貢献することを意図しています。そのためにも、躍動的なアジア地域を取り上げてドイツとアジア間の比較法対話およびアジア内の比較法対話に積極的に参画したく、アジアの主な法制度を代表する法学者が出会える場をベルリンに設けた次第です。

編集部: ヨーロッパおよび米国では、優れたコーポレート・ガバナンスの主要要因として、経営担当重役会を監督する独立した主体的システムが存在することが挙げられ、また、公開会社における株主利益を担保するためにもそのようなシステムが必要不可欠とみなされています。外部の人間が監査役会または取締役会に入り、経営を監督するメリットはなんのでしょうか。

バウム: 欧米では一般的に、外部の人間による監督のほうが、従来普及していたインサイダーによる監督、すなわちその企業と長年連帯関係にあった者の監督より優れていると考えられています。というのは、経営陣や支配株主から独立した監督機関のほうが、利害の対立や相反する利害とは無関係の立場にあることが多く、いわゆる「エージェンシー

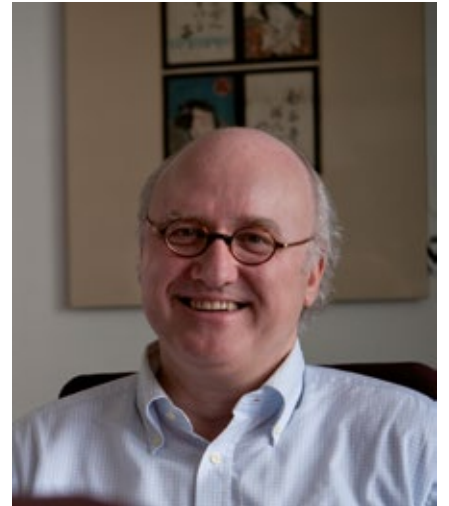
問題」(agency problems)——すなわち代理人(agent、ここでは監督者)が依頼人(ここでは会社)の利益のために監督を委任されているにもかかわらず、依頼人の利益に反して代理人自身の利益を優先した行動をとってしまうこと——を回避したり、そのような問題が生じても中和させることが可能と考えられているからです。公開会社の場合は経営陣と株主、あるいは支配株主と小口株主間の利害対立もあり得ます。社外取締役はもともと「グッド・ガバナンス」(良い統治)という観点から採用された制度ですが、いまでは法律で義務化した国も増えています。

編集部: その社外取締役制度ですが、欧州金融危機の際にはあまり役に立ちませんでしたね。社外重役もリスクや問題が差し迫っていることに気づけなかったのでしょうか。あるいは、気づいていても回避できなかったのでしょうか。これは、コーポレート・ガバナンスが巧くゆかなかった例ですね。

バウム: 取締役会や監査役会に社外の独立委員が任命されて監視の一翼を担っていた場合でも、金融危機によって社会に大きなゆがみが生じ、コーポレート・ガバナンスに明らかな不手際があった結果、企業統治における外部重役の効率性に対する不信感や、従来型の社外取締役制度の利点に対する不信感がここ数年間募りました。今、「どのような方向性の修正が必要か」という討議が始まったばかりです。このような状況においてこそ、アジアの法制度に目をむける比較法のアプローチから得られることが多いと思われま。

編集部: ドイツとアジアの法体制を比較して、なにを学べるのでしょうか。アジア諸国のなかでも重点的に取り上げる法制度があれば、それも教えてください。

バウム: アジアで成功しているナショナルエコノミーの多くは外部からのモニタリングと、その背後にあるシェアホルダーバリュー(株主価値)モデルを長年批判的にとらえてきました。たとえば日本ですが、2013年か



ら14年にかけての一連の社会改革案に関する討議において、一定数の社外役員を取締役に義務づける案が却下されました。それは、日本の伝統的なインサイダー経営モデルに部外者による監督は整合しないという理由によるものでした。各国分析では、アジア経済における最も重要な七ヶ国を選択し、その法制度を比較します。ここに、太平洋圏で指導的立場の国をさらに一国、すなわちオーストラリアも加えます。研究の重点のひとつは、日本における推移です。日本は長年世界経済のトップを走り、アジア諸国のなかで西洋法を包括的かつ成功裏に受容した最初の国のひとつです。現在の日本の法律は、近代的で機能性のある混合法体制の模範例です。

編集部: 7月の国際シンポジウムをつうじて、先生自身は相互理解の側面でのどのような進歩がみられることを期待されていますか。

バウム: 周知のとおり、ドイツ法は東アジアの法制度において長いこと「導きの星」でしたが、今ではその光は弱まり、米国法の吸引力のほうが勝っています。ヨーロッパが、躍動的な東アジア地域との比較法対話を将来的にも継続することを欲するならば、ヨーロッパの共同体法に関する知見・経験を積極的に欧亜対話に提供することが必要です。また、前述のように、ドイツ・ヨーロッパにおける法制度改革をめぐる討議にアジア側の知見・経験が未だ十分に反映されないさまざまな理由がありますが、この状況も改善しなければなりません。さらに、比較法に対する法曹家後進世代の関心を喚起・促進することがとりわけ重要です。そのために、企画中の本国際シンポジウムには、有能な若手研究者を招聘いたしました。